

大草谷津田いきものの里活動連携検討会運営要領

1 目的

大草谷津田いきものの里の保全と活用の推進を図るため、大草谷津田いきものの里の関係者間の連携を構築するため必要な事項を検討する。

2 検討事項

- (1) 大草谷津田いきものの里における環境保全活動を良好に進めるための「運営体制」
- (2) 大草谷津田いきものの里の共通理念・目標を明記した「活動指針」
- (3) 個別・具体事案を当事者が「発議・議論する仕組み」
- (4) その他、上記目的達成のために必要な事項

3 構成団体

大草町自治会

大草谷津田いきものの里管理組合

大草谷津田いきものの里 田・森づくり部会

大草谷津田いきものの里 生物環境部会

東邦大学大草田んぼ会

千葉市

4 運営

- (1) 検討会には座長を置き、千葉市環境局環境保全部環境保全課自然保護対策室長がこれにあたる。
- (2) 座長は、検討会において、議事を整理する。

5 関係者の出席

- (1) 座長は、検討会の日時が決まり次第、座長が適当と認める方法により、構成員を招集する。
- (2) 座長は、検討会の運営上必要があると認めるときは、構成員以外のものを出席させるなど意見を求めることができる。

6 公開

- (1) 検討会の運営においては、千葉市情報公開条例（平成 12 年千葉市条例第 52 号）及び千葉市個人情報保護条例（平成 17 年千葉市条例第 5 号）に基づき対処する。
- (2) 検討会要旨及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、原則公表する。
 - ・個別利害に直結する事案に係る内容
 - ・審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、非公開とすることが適当であると座長が認める案件。
- (3) 座長は、検討会終了後、検討会要旨を作成し、千葉市ホームページにおいて公表する。

7 事務

検討会の事務は、千葉市環境局環境保全部環境保全課自然保護対策室において処理する。

8 補則

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則

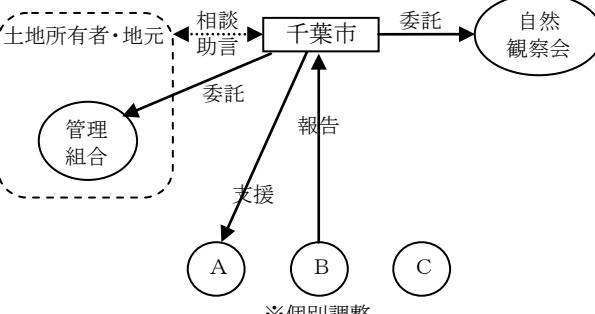
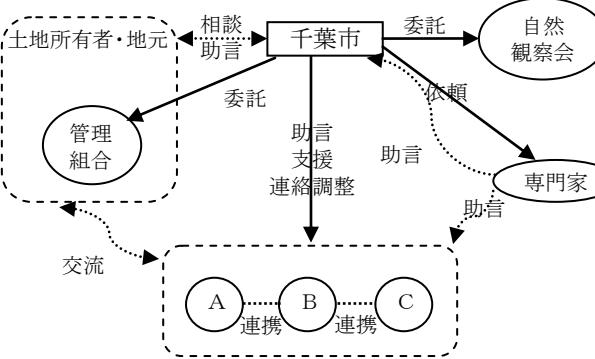
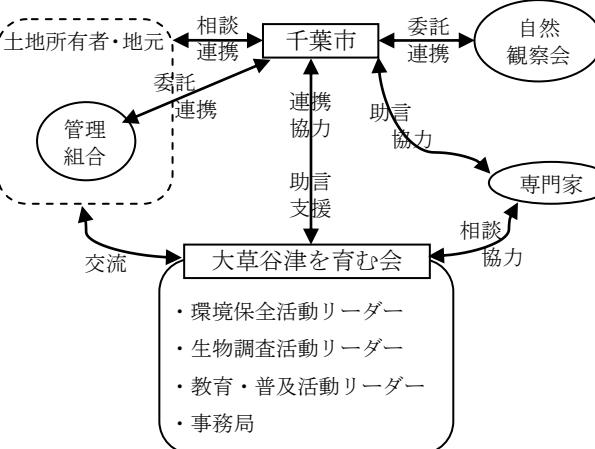
この要領は、平成 25 年 1 月 18 日から施行する。

運営体制について

資料 2

現在、地元や土地所有者の方々で構成される管理組合による維持管理とともに、3つの団体が保全活動をいただいております。しかし、お互いの情報共有が難しく、同じいきものの里での保全活動でありながら、活動者間の連携が十分に取れているとはいえない。いきものの里の環境保全活動を良好に進めていくためには、関係者同士が手を取り合い、確かな連携のもと、保全活動を行う運営体制が必要であると考えます。

将来的には、いきものの里の開設当初の構想にあった「大草谷津を育む会」を活動主体とした、自主的な運営体制の構築を理想とします。まずは現状からのステップアップとして、各団体の実活動レベルにおいて、連携・協力関係を構築していくことを目標とします。

各ステージのイメージ		
1		<p>【独立活動型】・・・現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の団体が、個別に保全活動を行う。 活動者間の連携がなく、結果が結びつかない。 当事者間の情報共有体制ができていない。 <p>■連絡調整会議（年 1 回）</p>
2		<p>【パートナーシップ型】・・・当面の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動者の連携、協力関係を図る。 個別の保全活動の結果を共有する。 広報や連絡調整については、千葉市が支援を行う。 <p>■活動指針の共有 ■発議・議論する仕組み</p> <p>□定例会議（年複数回） □情報共有体制 □固定アドバイザー</p>
3		<p>【統一運営型】・・・将来的な目標</p> <p>(平成 18 年、大草谷津田いきものの里の開設時に目標とされていた運営像を元に作成。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動者は「大草谷津を育む会」として、会の統一運営を図る。 自主的な内外調整機能を有する。(事務局、意思決定機関、広報等) 各活動のリーダーを設け、連携をとり活動する。 千葉市と連携・協力関係を構築する。(活動協定のイメージ) <p>■育む会の組織化 (規約・代表・役員等) ■総合的な運営体制 ■各活動のリーダー育成</p> <p>□活動計画書 □交流のしくみ □(千葉市との活動協定)</p>

保全活動を行う皆様の連携・協力関係を構築するにあたって、活動理念、目標を共有することが必要であると考えます。それらを明示した「活動指針」を作成、共有することにより、活動者が自然と連携した保全活動を展開することができると考えております。

大草谷津田いきものの里の開設当初の理念を振り返るとともに、長谷川教授の提案を前提とし、項目を設定しました。詳細は、皆様と検討したく考えます。

大草谷津田いきものの里の活動指針（たたき台案）

【長期的な目標】 「コウノトリと共生する里づくり」

鴻巣谷津の名のとおり、明治中葉までコウノトリが営巣していたという言い伝えがあり、当時の様な人間にとっても安全・安心で豊かな自然環境への再生を目指す。

【短期的な目標】 「ホタルやメダカと共に暮らす里づくり」

ホタルが舞いメダカが群れる環境は健全な谷津田の象徴であり、そうした自然を再生する。

【活動にあたっての基本原則】

いきものの里内の全てのエリアは、土地所有者に事業の趣旨をご理解頂き、協定を通してお借りしている土地である。活動を行うにあたっては、土地所有者の意向を最大限に尊重するものとする。

【大草谷津田での活動理念】

①生きものを大切に

②子供たちの活動を大切に

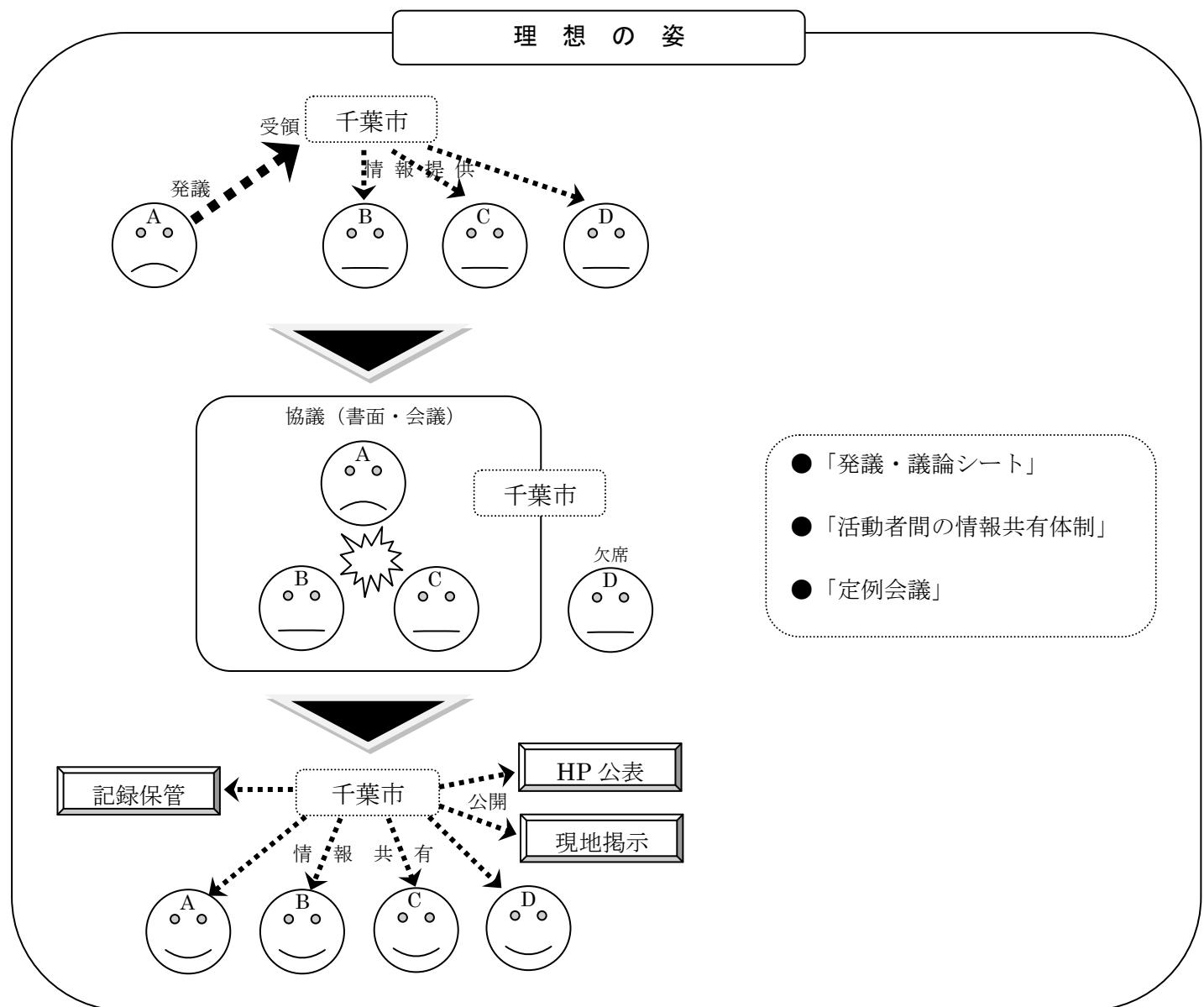
③多様性を大切に

発議・議論する仕組み

資料 4

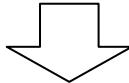
これまで、千葉市が各位から発議頂いたご意見を整理し、内容に応じて、関係者との個別調整を行ってきました。しかし、当事者同士のコミュニケーションに発展せず、問題解決が満足にいかないことがあり、情報の周知不足や連携に繋げることが困難でありました。

以下、大草谷津田において、達成したい理想の姿を図示するとともに、理想に近づくために検討が必要と思われる事項を記しました。関係者の連携を構築する上で、当事者が意見を発議し、議論する仕組みを作ることが必要であると考えます。



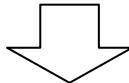
- 発議・議論の方法例として、発議シートによる運用を提案します。以下の狙いがあります。
 - (1) 発議事項から協議結果まで、一連の情報を記録し、関係者間の情報共有に役立てる。
 - (2) 「いつ」、「誰が」、「何を」発議したかを明記することで、一つ一つの意見に重みを持たせる。
 - (3) 建設的な協議とするため、発議した「理由」及び「改善策の提案」を明記。

発議者			
日付	年 月 日 ()	連絡先	TEL : 043-●●●-●●●●
所属			FAX : 043-■■■-■■■■
職氏名			E-Mail : ▲▲▲@・・・・・.jp
発議対象			



発議事項

内容	
理由	
改善提案	



協議事項

協議日時	年 月 日 ()	場所・方法	
参加者			
協議概要			
結論			

今後の進め方

資料 5

第 1 回検討会の内容を踏まえ、皆様からのご意見・ご提案を広く募集します。提出様式は問いません。以下の連絡先まで、率直なご意見をお待ちしております。

皆様から頂いたご意見を整理し、第 2 回検討会にて、詳細を皆様と検討したく考えております。

全 3 回の活動連携検討会を経て、平成 25 年度中の合意形成、平成 26 年度からの運用開始を目指します。



ご検討いただきたい内容



- ① 「運営体制」について
- ② 「活動指針」について
- ③ 「発議・議論する仕組み」について

※その他、いきものの里の活動連携を促進するアイデアがあれば、ご提案ください。



【本件に係るご意見・ご提案はこちらへ】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市環境局環境保全部環境保全課自然保護対策室

Tel : 043-245-5195 / Fax : 043-245-5553 / E-mail : kankyozen.ENP@city.chiba.lg.jp

その他、留意事項

- 現地掲示版や千葉市ホームページを利用して、検討会出席者だけではなく、より広く一般からの提案・意見を募集します。

- (1) 大草谷津田いきものの里の専用ページを作成し、提案・意見の募集を図ります。
- (2) 検討会の概要及び配布資料については、原則公開します。
- (3) 加えて、今後いきものの里で行った環境保全活動について、順次公開していきたいと考えております。

- 必要に応じて、専門家等へのヒアリングなど、情報収集を図ります。

- 2 月末開催予定の第 3 回検討会を、「平成 25 年度大草谷津田いきものの里連絡調整会議」と位置付けます。

今後の工程

